

令 和 6 年 度

山梨市堀内財産区特別会計
歳入歳出決算審査意見書

山梨市監査委員

梨監査起第27号
令和7年8月4日

山梨市長 高木晴雄様

山梨市監査委員 矢崎 勝也
山梨市監査委員 深沢 敏彦



令和6年度山梨市堀内財産区特別会計歳入歳出決算審査意見書について

地方自治法第233条第2項の規定に準じて審査に付された、令和6年度山梨市堀内財産区特別会計歳入歳出決算の審査を終了したので、同法の規定により、次のとおり意見を付して提出する。

令和6年度山梨市堀内財産区特別会計歳入歳出決算審査意見書

第1 審査対象 令和6年度山梨市堀内財産区特別会計歳入歳出決算書

令和6年度山梨市堀内財産区特別会計歳入歳出決算事項別明細書

令和6年度山梨市堀内財産区特別会計実質収支に関する調書

令和6年度山梨市堀内財産区財産に関する調書

第2 審査日時 令和7年7月8日(火)午前9時20分から

第3 審査方法 審査にあたっては、提出された山梨市堀内財産区特別会計歳入歳出決算書、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書に基づいて、関係法令に準拠して調製されているか否かを審査し、かつ決算諸表の計数の正確性、関係諸帳簿等と照合するとともに、関係職員に必要事項の説明を求め、審査を実施した。

第4 審査結果 審査に付された山梨市堀内財産区特別会計歳入歳出決算書、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書は、関係法令に適合し、かつ正確に調製されており、誤りのないものと認められた。また、決算年度中の歳入歳出については、適正に処理されており、決算書に誤りなく記載されていた。